

佐賀県飼養衛生管理指導等計画

令和3年10月1日

佐賀県公表

はじめに

本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の4に規定により定めるものである。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3か年とする。

法第3条の2に規定する特定家畜伝染病防疫指針、法第12条の3に規定する飼養衛生管理基準及び法第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針と併せ、本計画を適切に運用していくことにより、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に努めるとともに、家畜及び家きんの生産性向上を図る。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 佐賀県の畜産業及び家畜衛生の現状

本県の畜産業は、農業産出額（1,135億円 令和元年）の約30%を占める340億円であり、基幹的産業となっている。中でも「佐賀牛」を始めとした肉用牛は163億円で本県農業産出額の品目別3位、肉用鶏は92億円で5位（全国的肉用鶏産出額中6位）であり、本県農業の重要な品目となっている。

1 県内の畜種ごとの飼養状況（令和2年2月1日現在）

畜種	農場数	頭羽数
乳用牛	43	2,311
肉用牛	746	53,916
豚	44	81,711
採卵鶏	77	494,308
肉用鶏	90	3,989,360
馬	54	901

県内の乳用牛経営においては、飼養戸数及び飼養頭数は減少傾向にある。

肉用牛肥育経営においては、飼養戸数は減少傾向にあるものの、飼養頭数はほぼ横ばいで推移している。

一方、肉用牛繁殖経営においては、小規模経営が多く、それらの経営体の高齢化による廃業が進み飼養戸数は減少しているが、飼養頭数は一部農家の規模拡大により増加している。

養豚経営においては、飼養戸数及び飼養頭数ともに減少傾向にある。

採卵鶏経営においても、乳用牛及び養豚経営と同じく飼養戸数及び飼養頭数は減少傾向にあるが、肉用鶏経営においては、飼養戸数は減少傾向であるが飼養羽数は増加している。

なお、肉用牛肥育経営、繁殖経営及び肉用鶏経営の一部では規模拡大が進んでいる。

2 家畜保健衛生所（家保）別の飼養状況

畜種 家保	乳用牛		肉用牛		豚	
	農場数	頭数	農場数	頭数	農場数	頭数
中部	20	921	117	6,915	6	19,969
北部	15	785	259	23,864	15	28,703
西部	8	605	370	23,137	23	33,039
計	43	2,311	746	53,916	44	81,711

畜種 家保	採卵鶏		肉用鶏		馬	
	農場数	羽数	農場数	頭数	農場数	頭数
中部	32	132,172	11	372,400	44	871
北部	13	112,862	17	1,073,200	3	9
西部	32	249,274	62	2,543,760	7	21
計	77	494,308	90	3,989,360	54	901

（1）中部家保管内

中部家保管内は、都市化が進んでおり、農家数は3家保内で最も少ないが、県内最大規模の乳用牛農場及び養豚場を各1農場所管している。

また、県内で唯一の肥育馬農場や九州で唯一の地方競馬場を所管しており、県内の馬のほとんどが飼養されている。

（2）北部家保管内

北部家保管内は肉用牛の生産が盛んであり、大規模農場が7農場所存在し、うち2農場は県内最大規模である。また、管内にはキャトルステーションがあり、子牛の衛生対策等を重点的に指導している。さらに、令和4年度からはブリーディングステーションも稼働予定となっている。

肉用鶏では、農場数は多くないが、大規模農場が4農場所存在する。

（3）西部家保管内

県内で最も農場数及び飼養頭羽数が多い家保であり、県内全農場の約半数を所管する。中でも乳用牛1農場、肉用牛4農場、豚4農場、肉用鶏4農場と、ほとんどの畜種で大規模農場が存在する。

特に肉用鶏は約69%の農場が西部家保管内に所在し、県内で発生した過去2回の高病原性鳥インフルエンザも西部家保管内の農場であった。

3 家畜伝染病発生時の連携

家畜防疫では市町や農業協同組合などの関係機関との協力体制の構築が不可

欠である。

本県では、牛飼養農場のほとんどが農業協同組合等に属し、肉用鶏農場はインテグレーションが進んでいることから、万一、家畜伝染病が発生した場合、生産者団体との連携が速やかに構築できる。一方、豚及び採卵鶏農場においては生産者団体に加入しない個別経営が多いことから、市町の協力が特に重要となるため、日頃から家保の巡回に同行を依頼し、農家の概要の把握及び防疫対応時の協力体制の推進を図っている。

また、家畜伝染病発生時に迅速な対応ができるように、発生農場での防疫措置（埋却）や消毒ポイントの運営については建設業協会と、人員の輸送については（一社）佐賀県バス・タクシー協会と、防疫資材の輸送については（公社）佐賀県トラック協会など多くの団体と防疫協定を締結している。

なお、獣医師の確保については、農業共済組合が運営する家畜診療所は、畜産が盛んな県北西部のみに設置されており、その他の地域では個人経営の家畜診療所が多いため、組織的な家畜防疫に対する協力を得にくいことから、公衆衛生部局の獣医師を含め防疫措置にあたることとしており、あわせて（公社）佐賀県獣医師会とも協定を締結している。

また、県内の家畜飼養農場は埋却地を有していることから、家畜伝染病発生時には原則埋却することとしている。なお、県内に化製場がないことから、家畜伝染病発生時のレンダリング装置を活用した防疫措置は困難である。

【家畜伝染病防疫協定締結団体と業務の内容】

団体名	業務の内容
（一社）佐賀県建設業協会 等	・埋却作業 ・消毒ポイントでの車両消毒
（一社）佐賀県バス・タクシー協会	・動員者の輸送
（公社）佐賀県トラック協会	・防疫資材の運搬
（公社）佐賀県獣医師会	・獣医師の派遣
佐賀県高圧ガス流通保安協会	・炭酸ガスの供給
佐賀県石油商業組合	・石油類燃料の供給及び配送
佐賀県動物薬品器材協会	・消毒薬等の供給
佐賀県農業協同組合 唐津農業協同組合 伊万里市農業協同組合	・消毒ポイント設置場所の提供 ・消石灰の調達及び一時保管施設の提供と配布 ・フォークリフト等のオペレーターの派遣 ・殺処分作業等に係る人員の派遣

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 鶏飼養農場においては、平成16年以降、国内で高病原性鳥フルエンザが散発しており、平成27年、29年には県内での発生を経験したこと、また豚飼養農場においては、平成22年の宮崎県での口蹄疫、平成30年9月からの国内での豚熱や平成26年の県内での豚流行性下痢の発生を経験していることなどから、農場における衛生対策の重要性が浸透しており、ほとんどの農場において飼養衛生管理基準が遵守されている。

一方、牛飼養農場においては、平成13年の国内でのBSEや平成22年の口蹄疫の発生を経験しているものの、発生から時間が経過していること、BSEは十分コントロールされていることなどから、衛生対策への意識が低下しており、飼養衛生管理基準が遵守されていない農場が散見される。また、肉用牛繁殖経営においては高齢者による小規模経営が多く、衛生対策を十分実施できない事例も見受けられる。

【飼養衛生管理基準遵守状況】

令和2年2月現在

畜種	遵守率80%未満の項目数	遵守率80%未満の項目
乳用牛	1	・車両の消毒
肉用牛	10	・衛生管理区域の境界の明瞭化 ・車両の消毒 ・手指等の消毒 ・衣服等の海外での使用歴確認 ・畜舎等への野生動物の侵入防止 ・導入家畜の隔離の実施 ・立入者に関する記録の作成・保管 ・従業員の海外渡航記録の作成・保管 ・導入等に関する記録の作成・保管 ・異状に関する記録の作成・保管
豚	0	なし
採卵鶏	0	なし
肉用鶏	0	なし

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況（国内）	家畜の伝染性疾病の発生状況（県内）	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、全国的に発生が見られ、毎年300件前後確認されている。 ・牛伝染性リンパ腫は発生が増加しており、生産現場での被害も増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、数年に一度発生している。直近では、令和2年7月に1件発生。 ・牛伝染性リンパ腫については、毎年30件前後の発生がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、その特性から早期にELISA検査で摘発できないこと、発生した場合、原則3年間以上の清浄性確認検査が必要であり、農家負担が大きい。また、県外から導入された乳用牛に発生が多い傾向がある。 ・牛伝染性リンパ腫については、特に肥育牛におけると場摘発が多く経済的損失が大きい。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、平成30年9月以降、9県59事例で発生している。 ・豚流行性下痢は、平成25年10月に7年ぶりに発生し全国的に流行。現在も散発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、清浄性を保っている。 ・豚流行性下痢については、平成29年2月の発生を最後に確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱や豚流行性下痢の発生は認められないが、豚胸膜肺炎（APP）及び豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）対策については、農場間で異なることから、農場ごとに陽性率に差がある。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザは平成16年に79年ぶりに発生し、1～2年間隔で発生している。特に令和2年11月以降の発生は殺処分羽数が980万羽を越え過去最大となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザは2回発生を経験しているが、平成29年2月の発生を最後に確認されていない。 ・鶏伝染性気管支炎、マレック病及び鶏アデノウイルス感染症が散発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・採卵鶏農場においては、依然として開放型の鶏舎が多いため、野鳥等の侵入防止対策が重要となる。 ・肉用鶏農場においては、敷料は鶏糞の堆積発酵による再利用が多く、発酵が十分でない場合、疾病が発生しやすくなる。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・馬伝染性貧血は平成23年に確認された後、発生なし。 ・馬インフルエンザは平成19年～20年にかけて全国的に流行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬の伝染性疾病は、平成19年の馬インフルエンザの発生以降確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には地方競馬場があり、馬の移出入があることから、適切なワクチネーションによる疾病予防、器具器材等の消毒の徹底が重要となる。 ・県内には競馬場、乗馬クラブ、愛玩など様々な形態で馬が飼養されていることから、飼養形態にあった衛生指導が必要。

3 各主体との連携に係る課題

- (1) 農業協同組合等：日ごろから家畜飼養農場との接点が多く、農場の現状等を把握していることから、今後も家保と共通認識を持って連携し衛生対策の指導等を実施することが求められている。
- (2) 市町：家畜飼養農場へ立入る機会が少なく、飼養状況等の農家情報も乏しいことから、家保が実施する立入検査・調査に同行して現状を把握するよう努める必要がある。
- (3) 家畜診療所、飼料配送会社及び動物用医薬品販売業者等：農場へ立入る際の消毒等の衛生対策について、確実に実施することが求められている。
- (4) 電気やガス等のインフラ関係者：農場へ立入る際の消毒等の衛生対策について職員へ徹底させるよう、企業に対し周知する必要がある。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

家畜飼養農場に対する飼養衛生管理の指導については、農場巡回により実施することを基本とし、あわせて、生産者等が開催する総会・部会等及び県が開催する研修会など、生産者が集まる機会を活用して行う。

家畜伝染性疾病の発生状況等の緊急情報については、家畜の所有者及び飼養衛生管理者等へ電話、ファクシミリ、Eメール等を活用して周知する。

また、飼養衛生管理に必要な情報等については、立入時や部会・総会等の生産者の集まりの場を活用して周知する。

家畜所有者及び飼養衛生管理者の連絡先については、立入時に聞き取り調査を行い収集する。

家保が実施した病性鑑定や立入検査の結果、生産性を阻害する疾病の対策が必要な場合については、消費・安全対策交付金事業を活用し、必要な検査・調査を実施したうえで、農家の実情に合わせた衛生対策等が実施できるよう指導・助言を行う。

家保においては、日頃から、地域推進会議等を通じ、家畜の飼養状況や家畜伝染性疾病の発生状況等を市町、農業協同組合等と共有しており、万一の発生に備えた緊急連絡体制の構築も年度当初に実施していることから、今後も引き続き実施する。

動物用医薬品の適正な使用は、薬剤耐性菌の発現を抑制し、安心・安全な畜産物の供給に寄与することから、立入時に家畜の所有者及び飼養衛生管理者への指導を実施する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

原則、家保（家畜防疫員）が全ての家畜・家きん飼養農場へ立入り、指導を

実施する。

家畜防疫員は、立入時に家畜所有者及び飼養衛生管理者等を立会させ、飼養衛生管理基準遵守状況のチェックをどのように行うか指導し、所有者等が自己点検の方法等を習得できるよう努める。

毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、項目等については、指導を実施する家保の意見を参考に決定する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向を把握するために必要情報の収集に関する事項

I 実施方針

家畜伝染性疾病の発生状況を把握するため、以下のとおり立入検査を実施する。同時に、家畜の飼養に係る衛生管理の状況を把握するための立入検査も実施する。

以下の1から17に掲げる実施方針に関しては、毎年作成しホームページ等で公表する。

また、伝染性疾病や原因不明の疾病が発生し、家畜飼養者等から病性鑑定依頼があった場合は原則速やかに検査を実施する。

立入検査（サーベイランス検査）や病性鑑定の結果は、その都度取りまとめを行い家畜飼養者等に返却し、飼養衛生管理の改善等に資する。

その他、食肉衛生検査所から毎月と畜検査結果が送付されるので、その結果を確認し、通常とは異なる結果が認められた場合は、必要に応じて立入検査等を実施する。

1 ブルセラ症検査

牛のブルセラ症については、「牛のブルセラ症及び結核の全国的清浄性確認サーベイランス実施要領」に基づき、県全域において清浄性維持サーベイランス検査を行う。

令和3年度は、肉用牛5頭、流産サーベイランス6頭を検査対象牛とする。

2 結核検査

牛の結核については、「牛のブルセラ症及び結核の全国的清浄性確認サーベイランス実施要領」に基づき、種雄牛を対象に清浄性維持サーベイランス検査を行う。

令和3年度は、肉用牛5頭を検査対象牛とする。

3 ヨーネ病検査

牛のヨーネ病については、清浄性の確認、非清浄地域の早期特定のため、家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を5年間で全地域を対象に行う。

令和3年度は、乳用牛1,297頭、肉用牛10頭を検査対象牛とする。

また、家畜伝染病予防法第 51 条に基づき、発生が続発している区域からの導入牛を中心にスクリーニング法、リアルタイム PCR 等の検査を実施して、本病の侵入・まん延防止を図る。

4 豚熱検査

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、全豚飼養農場への年 1 回以上の立入検査及び抗体検査（年間 1,166 頭）並びに異常豚の病性鑑定を実施する。

また、野生いのししにおける浸潤状況を把握するため抗体検査及び遺伝子検査（年間 20 頭）を実施する。

5 アフリカ豚熱検査

「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、異常豚の病性鑑定及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況を監視・把握するため、遺伝子検査（年間 25 頭、うち 20 頭は野生いのしし）を実施する。

6 オーエスキー病検査

本県は清浄県であることから、県外導入計画の報告による清浄地域からの豚の導入を推進するとともに、清浄性維持確認のため、繁殖豚、肥育豚、病性鑑定豚 550 頭について抗体検査を実施し、早期摘発に努める。

7 ニューカッスル病検査

本病は、ワクチン接種により適切にコントロールできることから、定期の衛生検査により、採卵鶏及びブロイラー 970 羽についてニューカッスル病 H I 抗体検査を実施するとともに、養鶏農家並びに愛玩鳥飼養者等に対しワクチン接種徹底等について啓発指導を図る。

8 鳥インフルエンザ検査

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく毎月の定点モニタリング検査（3 戸/家保）及び毎年 10 月～5 月までの強化モニタリング検査（10 戸/家保）を実施し、本病の監視体制の維持を図る。

9 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症抗体検査及び旧シンプ血清群、流行性出血病ウイルス、パリアムウイルス、ブルータングウイルス抗原検査

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症の 3 疾病について、家畜伝染病予防法第 5 条に基づく定期的な抗体検査をそれぞれ延べ 240 頭実施、さらに旧シンプ血清群、流行性出血病ウイルス、パリアムウイルス、ブルータン

グウイルスについて遺伝子サーベイランスを実施しその流行状況を解析し、これらの疾病の発生予察を図る。

10 伝達性海綿状脳症検査

「牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法（平成14年法律第70号）」第6条第1項の規定に基づき届出された96ヵ月齢以上の死亡牛について、家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を行う（年間約200頭）。

さらに、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、BSEを疑う特定臨床症状等を呈した牛についても、検査を実施する。

また、月齢又は推定月齢が満12月齢以上で死亡しためん羊又は山羊の死体については家畜伝染病予防法第51条に基づき検査を実施する。

11 牛伝染性リンパ腫検査

県内では、散発的に本病の発生及び抗体陽性牛がみられていることから、肉用繁殖農場での清浄化を推進する。清浄化に意欲のある農家を対象に清浄化事業を推進し、得られた成果を他農場へ展開することにより県内における牛伝染性リンパ腫のまん延を防止する。

12 ふそ病検査

定飼及び転飼養蜂群に対する立入検査を行い、本病の早期発見に努め、患畜が発生した場合は、焼却・消毒を厳重に実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

13 牛伝染性疾病検査

口蹄疫、BSE、牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）、牛伝染性鼻気管炎（IBR）、ヨーネ病、サルモネラ感染症等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

また、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

14 豚伝染性疾病検査

口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、オーエスキー病、豚流行性下痢（PED）、豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）、豚丹毒等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

また、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

15 鶏伝染性疾病検査

高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、伝染性ファブリキウス嚢病、鳥マイコプラズマ症等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

さらに、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

また、輸入初生ひなの検疫に対して、「初生ひなの輸入検疫要領」に基づき、

着地検査を実施し伝染病の侵入防止を図る。

16 馬伝染性疾病検査

馬インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

さらに、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

また、定期的に海外から肥育素馬が導入されていることから、輸入検疫解放後の馬に対しては、海外からの伝染病の侵入が懸念されるため、「家畜防疫対策要綱」の別記7に基づき、着地検査を実施し伝染病の侵入防止を図る。

17 めん羊・山羊伝染性疾病検査

伝達性海綿状脳症（TSE）等の発生予防及びまん延防止を図るため、臨床検査及び各種の検査を行う。

また、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等についても実施する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施する地域は県内全域とし、家保の所管区分ごとに以下の地域に分ける。

中部地域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町

北部地域：唐津市、玄海町

西部地域：武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等		実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	家畜所有者の責務 飼養衛生管理マニュアルの作成と従事者への周知徹底 衛生管理区域境界の明確化と立ち入り制限の徹底 記録の作成及び保管 通報ルールを作成等 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 畜舎入口に置ける靴の交換又は消毒 特定症状が確認された場合の早期通報等	県内全域 中部地域 西部地域 県内全域 西部地域 西部地域	通年（中部地域のみ牛以外は4月）	・家畜防疫員による農場立入時に指導・確認等を行う ・部会等を活用して説明を行う
豚及びいのしし	家畜所有者の責務 飼養衛生管理マニュアルの作成と従事者への周知徹底 記録の作成及び保管 通報ルールを作成等 処理済みの飼料の利用 衛生管理区域の設定 衛生管理区域への野生動物の侵入防止	県内全域 中部地域 県内全域 西部地域 県内全域 県内全域	通年 6、10月 通年 4月 通年 中部地域は6、10	・家畜防疫員による農場立入時に指導・確認等を行う ・部会等を活用して説明を行う

	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 特定症状が確認された場合の早期通報等	西部地域	月、北部地域は通年、西部地域は9～12月 通年	
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	家畜所有者の責務 飼養衛生管理マニュアルの作成と従事者への周知徹底 記録の作成及び保管 通報ルール作成等 衛生管理区域の設定 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 特定症状が確認された場合の早期通報等	県内全域 中部・西部地域 県内全域 西部地域 ～ 県内全域 西部地域	～ 通年 ～ 中部・北部地域は通年、西部地域は6～11月 通年	・家畜防疫員による農場立入時に指導・確認等を行う
馬	家畜所有（管理）者の責務 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 記録の作成及び保管 衛生管理区域の設定 器具の定期的な清掃又は消毒等	中部地域 ～ 県内全域	10、11月 ～ 中部地域は10、11月、北部・西部地域は通年	・家畜防疫員と県畜産協会職員による農場立入時に指導・確認等を行う

2 各年度の優先事項等

【令和3年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	飼養衛生管理マニュアルの作成と従事者への周知徹底 衛生管理区域の設定 記録の作成及び保管 通報ルールの作成等 畜舎入口に置ける靴の交換又は消毒 特定症状が確認された場合の早期通報等	県内全域 中部地域 西部地域 西部地域 西部地域 西部地域	マニュアルを R4.2月までに作成する必要があるため 周知徹底の必要があるため 立入時に不備が散見されるため 他県で通報の遅れがあったことから まだ習慣として定着していないため	通年（中部地域のみ牛以外は4月） ～ 通年
豚及びいのしし	飼養衛生管理マニュアルの作成と従事者への周知徹底 通報ルールの作成等 処理済みの飼料の利用 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 特定症状が確認された場合の早期通報等	中部地域 西部地域 西部地域 県内全域	マニュアルの遵守及び取組の定着を図るため 他県で通報の遅れがあったことから R3.4月から施行され、取組を徹底する必要があることから 侵入防止策の維持（点検・修繕等）が重要であるため	6、10月 通年 4月 中部地域は6、10月、北部地域は通年、西部地域は9～12月 通年
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	飼養衛生管理マニュアルの作成と従事者への周知徹底 通報ルールの作成等 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	中部・西部地域 西部地域 県内全域	マニュアルを R4.2月までに作成する必要があるため 他県で通報の遅れがあったことから ネット等の機能の維持（点検・修繕等）について継続指導する必要があるため。	通年 通年 中部・北部地域は通年、西部地域は6～11

	特定症状が確認された場合の早期通報等	西部地域		月 通年
馬	家畜所有（管理）者の責務 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	中部地域 県内全域	飼養衛生管理基準遵守に対する意識が他畜種に比べて遅れている傾向があり、マニュアル作成について周知を図るため	10、11月 中部地域は10、11月、 北部・西部地域は通年

【令和4年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 記録の作成及び保管 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の手指消毒等 畜舎の入口における靴の交換又は消毒	県内全域 西部地域 中部地域 西部地域	マニュアル遵守や取組変更時の改訂について周知を図るため 立入時に不備が散見されるため 手指は洗浄又は消毒でよいと指導してきたため 牛では、畜舎ごとの専用の靴を設置する習慣がないため	通年 (中部地域のみ牛以外は4月)
豚及びいのしし	飼養衛生管理マニュアルの周知徹底 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 衛生管理区域から退出時の消毒	中部地域 県内全域 中部地域	マニュアルの遵守及び取組の定着を図るため 野生動物侵入防止策の維持・管理徹底が必要なため 取組の定着を図るため	中部地域は6、10月、 北部地域は通年、西部地域は9～12月
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろ	飼養衛生管理マニュアルの周知徹底 野生動物の侵入防止のためのネット等の設	中部地域 県内全域	作成したマニュアルの遵守を徹底させるため ネット等の機能の維持(点検・修繕等)に	通年 中部・北部地域は通年、西部地域は6～11

ほろ鳥及び七面鳥	置、点検及び修繕 家きん舎ごとの専用靴の設置及び使用	中部地域	ついて継続指導する必要があるため。 取組の定着を図るため	月 通年
馬	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域	マニュアル遵守や取組変更時の改訂について周知を図るため	中部地域は10、11月、 北部・西部地域は通年

【令和5年度】

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 記録の作成及び保管 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の手指消毒等 畜舎の入口における靴の交換又は消毒	県内全域 西部地域 中部地域 西部地域	マニュアル遵守や取組変更時の改訂について周知を図るため 立入時に不備が散見されるため 手指は洗浄又は消毒でよいと指導してきたため 牛では、畜舎ごとの専用の靴を設置する習慣がないため	通年 (中部地域のみ牛以外は4月)
豚及びいのしし	衛生管理区域への野生動物の侵入防止 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 豚舎ごとの靴の交換と交差汚染防止 衛生管理区域から退出時の消毒	県内全域 中部地域	野生動物侵入防止策の維持・管理徹底が必要なため 取組の定着を図るため	中部地域は6、10月、 北部地域は通年、西部地域は9～12月
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよ	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 野生動物の侵入防止のためのネット等の設	中部地域 県内全域	作成したマニュアルの遵守を徹底させるため ネット等の機能の維持(点検・修繕等)に	通年 中部・北部地域は通

う、ほろほ ろ鳥及び七 面鳥	置、点検及び修繕		ついて継続指導する必要があるため。	年、西部地域は6～11 月
馬	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域	前年度の取組を定着させるため	中部地域は10、11月、 北部・西部地域は通年

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

万一、口蹄疫等の特定家畜伝染病が本県や隣接県で発生し移動・搬出制限等が設定された場合、すみやかに制限区域内の農場、県内の対象家畜を飼養している農場及び関係機関へ緊急連絡できる連絡体制を整備している。

県内には、化製場がないため、特定家畜伝染病発生時は原則埋却処分としている。県内の家畜飼養農場は埋却候補地をほぼ所有しているが、有明海に面する低平地においては、2m以上の掘削を行うと水が湧出する可能性があることから、盛土方式も考慮する必要がある。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

1 県は、市町、農業協同組合、獣医師等と連携を図りながら、家畜の所有者（生産者）に対して、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・指導するとともに、自己点検の方法や飼養管理マニュアルの作成等について助言・指導を行う。

2 本県には、20の市町があり、各市町を構成員とする自衛防疫団体が15団体あるが、現在、自衛防疫団体の主な活動内容は予防注射事業となっている。

国内で豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生があることから、豚飼養農場における防護柵や防鳥ネットの設置及び鶏飼養農場における鶏舎以外の防鳥ネットの設置に係る補助事業等を通じ、各地域の自主的な家畜防疫の取組の重要性について再認識を図る。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

(1) 家畜防疫員の確保

法第53条第3項に基づき、法に規定する事務に従事させるため、県知事は、県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員と任命することとなっている。また、同条第4項に基づき、県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。

このことから、本県においては、農林水産部所属の獣医師に加え、健康福祉部に所属する獣医師も家畜防疫員に任命している。

また、獣医師の確保を目的として、佐賀県獣医師修学資金貸与条例による

修学資金の貸与に加え、令和元年度から国庫事業を活用した佐賀県獣医師養成確保修学資金を創設し貸与を開始しており、令和3年度からは貸与者を1名から2名に増員することとしている。さらに、令和2年度からは高校3年生等を対象とした地域枠の貸与にも取り組んでおり、令和3年度も継続することとしている。

(2) 家畜防疫員の育成

本県では、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が開催する家畜衛生講習会を家畜防疫員に受講させるとともに、受講後、伝達講習会を開催し広く情報共有を図ることとしている。

また、中部家保検査課で、病性鑑定研修会を年に数回行い、緊急立入時の検査方法等の習得など、家畜防疫員の技術の平準化を図る。

さらに、家畜衛生分野だけでなく、農場HACCP指導員及び審査員研修並びにJGAP指導員研修を受講させ、飼養衛生管理に加え生産性向上に資するための家畜防疫員の指導力の向上を図る。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 飼養衛生管理者として想定している者

家畜の所有者

家畜の所有者が、管理経験や知識等により適当と認められた者

(2) 飼養衛生管理者の選任における留意事項

衛生管理区域ごとに選任すること

1人で多数の衛生管理区域を管理しないこと

飼養衛生管理者の住所と衛生管理区域が著しく離れていないこと

(3) 飼養衛生管理者の変更等があった場合の対応

家畜の所有者等は、飼養衛生管理者の変更があった場合、変更後の定期報告時に新たな飼養衛生管理者について報告するものとする。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

研修又は資料提供の内容	頻度・時期	方法等
家畜の伝染性疾病の発生状況等	家畜伝染病発生時・随時	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者団体の部会・総会等の家畜飼養者の集まりがある際に情報提供を行う ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する
飼養衛生管理基準の内容	基準の改正時	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員による立入時に説明する
家畜排せつ物の適正処理	毎年梅雨前	<ul style="list-style-type: none"> ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する
家畜の暑熱対策	毎年5月以降・随時	<ul style="list-style-type: none"> ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する
定期報告書の内容・記入方法	毎年1月以降・随時	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者団体の部会・総会等の家畜飼養者の集まりがある際に説明する ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 情報提供の方法、頻度、内容等について記載。

情報提供の内容	頻度・時期	方法等
家畜の伝染性疾病の発生状況等	家畜伝染病発生時・随時	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時は農家への電話・ファクシミリ・メールにより提供する。 ・部会・総会等の家畜飼養者の集まりがある際に情報提供を行う ・【家畜衛生だより】を作成し、家畜防疫員による立入時に配布する

(2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員に対しては、国が作成した多言語のリーフレットを活用し、飼養衛生管理者等を通じて情報提供を実施する。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1 令和3年度から5年度までの家畜飼養農場の指導に係る年間スケジュールは、下記表のとおりとする。ただし、その他、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合は必要に応じて緊急立入検査等を行う。

令和3年度からの実施にあたり、令和3年4月に関係機関と共有し連携を図り、令和5年度末まで毎年年度末に必要な応じて見直しを行う。

畜種	地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	中部	←→											
		←→ (牛以外)											
	北部	←→											
	西部	←→											
豚及びいのしし	中部		←→					←→					
	北部	←→											
	西部						←→						
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	中部	←→											
	北部	←→											
	西部		←→										
馬	中部						←→						
	北部	←→											
	西部	←→											

2 命令違反者の公表について

家畜の所有、又は飼養衛生管理者等が飼養衛生管理基準の不遵守の状況について、県による法第12条の5に基づく指導助言及び法第12条の6第1項に基づく勧告に対し改善を実施せず、さらに、法第12条の6第2項に基づく命令に正当な理由がなく従わなかった場合、ホームページ等で家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

【県外の関係機関との連携】

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
九州・沖縄・山口ブロック家畜衛生主任者会議	農林水産省動物衛生課 農林水産省畜水産安全管理課 動物検疫所門司支所 九州農政局 動物衛生研究部門九州支所 九州・沖縄・山口各県畜産主務課	設置済 (設置時期不明)	各県輪番制(山口県除く)	・家畜伝染病予防事業に係る国への要望・協議 ・家畜伝染病予防事業、交付金事業に係る各県との協議 ・薬事、獣医事に係る協議 ・自衛防疫活動、環境保全に係る協議 ・家保の運営に係る協議 ・情報提供 等
九州・沖縄・山口家畜防疫連携会議	九州・沖縄・山口各県畜産主務課	平成 24 年	各県輪番制(山口県除く)	・家畜伝染病発生に備えた対応 ・家畜伝染病発生時の対応 ・家畜伝染病予防事業の実施状況 等
福岡・佐賀県境防疫会議	福岡県畜産課 各家保 関係農林事務所 佐賀県畜産課 各家保	平成元年	福岡県中央家保及び佐賀県中部家保が交互に実施	・家畜伝染病に係る対応 ・飼養衛生管理基準に係る対応 ・情報提供 等
長崎・佐賀県境防疫会議	長崎県畜産課 各家保 佐賀県畜産課 各家保	設置済 (設置時期不明)	両県畜産課が交互に実施	・家畜伝染病に係る対応 ・情報提供 等

【県内関係機関との連携】

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
中部地域 家畜衛生 推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県畜産課 ・佐賀県中部家保 ・管内各市町 ・佐賀県農業協同組合 ・（公社）佐賀県県畜産協会 ・保健福祉事務所 ・農林事務所 ・農業改良普及センター 	設置済 （設置時期不明）	中部家保	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生状況 ・家畜衛生関係事業計画 ・畜産環境保全関係 ・自防事業等の計画
北部地域 家畜衛生 推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県畜産課 ・佐賀県北部家保 ・管内各市町 ・佐賀県農業協同組合 ・唐津農業協同組合 ・（公社）佐賀県県畜産協会 ・保健福祉事務所 ・農林事務所 ・農業改良普及センター 	設置済 （設置時期不明）	北部家保	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生状況 ・家畜衛生関係事業計画 ・畜産環境保全関係 ・自防事業等の計画
西部地域 家畜衛生 推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県畜産課 ・佐賀県西部家保 ・管内各市町 ・佐賀県農業協同組合 ・伊万里市農業協同組合 ・（公社）佐賀県県畜産協会 ・保健福祉事務所 ・農林事務所 ・農業改良普及センター 	設置済 （設置時期不明）	西部家保	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染性疾病の発生状況 ・家畜衛生関係事業計画 ・畜産環境保全関係 ・自防事業等の計画

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- 1 国内で、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が家畜において発生した場合、又は野生動物において感染が確認された場合、県内での発生リスクが高まっている状況となることから、発生状況等を家畜の所有者及び飼養衛生管理者等へ電話、ファクシミリ、Eメール等を活用して周知するとともに、野生動物の侵入防止、消毒の徹底等、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行う。また、指導については、必要に応じて家畜防疫員の巡回・立入により実施する。

2 万一、県内で口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、発生農場の防疫措置に係る職員とは別に、発生農場の周辺農場の検査等を実施する職員を配置し、飼養家畜の臨床検査等とともに飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。

具体的には、各防疫マニュアルにおいて、発生農場係とは別に追跡係及び検診係を設定し、追跡係は疫学調査を実施し、検診係は発生状況検査、清浄性確認検査を実施する。また、発生状況検査のタイミングを利用して緊急消毒の実施状況及び飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。移動制限区域外の農場についても、検診係が発生前の遵守状況を確認し、必要に応じて電話・立入調査を行う。

万一、大規模農場や複数農場で同時に特定家畜伝染病が発生し、本県家畜防疫員だけでは対応が困難な場合は、国や他県の家畜防疫員の協力のもと、発生農場の防疫措置及び疫学調査等にあてることで対応する。

なお、緊急消毒に使用する消石灰については、防疫協定を締結している佐賀県農業協同組合及び(公社)佐賀県トラック協会の協力のもと、農場からの通報後可能な限り早い段階において調整を行い、調達及び農家への配布を実施する。

【本県で整備しているマニュアル等】

口蹄疫

豚熱・アフリカ豚熱

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

上記疾病について、県全体の対応を示す「行動指針」及びマニュアルを作成済み。

マニュアルについては、県対策本部マニュアルと現地対策本部マニュアルに分かれ、現地対策本部マニュアルにおいては、全体の総括を行う総務班、集合場所運営を担うサポートセンター班、発生農場の防疫措置などまん延防止を担う防疫班、動員者の健康管理などを担う健康管理班のマニュアルに細分化して整備している。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、愛玩動物として該当家畜を飼養している者、観光牧場についても県のホームページ等で常時呼びかけるとともに、定期報告の実施及び飼養衛生管理基準の遵守について十分説明する。

また、観光牧場については、衛生管理区域への病原体持込み及び持ち出し防止対策として、人・車両の消毒、看板の設置等に重点をおいて指導する。